

課 審 5 - 74

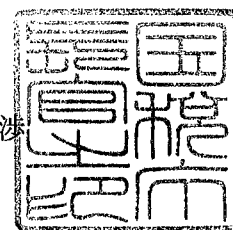
課 審 6 - 66

令和4年12月16日

代表理事会長 柚木弘文 殿

国 税 庁 長 官

阪 田



公益社団法人鹿児島県畜産協会が行う肉用牛肥育経営安定交付金制度に係る
資金の指定（令和4年10月24日付鹿畜協第1230号申請に対する指定）

貴協会の定款第4条第1項第5号に掲げる事業に要する費用に充てるための資金（肉用牛肥育経営安定交付金制度に係るものに限る。）で、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの業務期間に係るものについては、所得税法施行令第167条の2又は法人税法施行令第136条の要件に該当するものとして指定します。

なお、上記資金の収支状況を毎年度熊本国税局経由により当庁課税部審理室まで報告されるようお願いします。